

議案第53号

木津川市国民健康保険税条例の一部改正について

木津川市国民健康保険税条例（平成20年木津川市条例第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年11月30日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）」等の公布により、「地方税法（昭和25年法律第226号）」等の一部が改正され、令和6年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

木津川市国民健康保険税条例（平成20年木津川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額したものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>（1） <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第3条の規</p>	<p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2（略）</p>

定により算定した所得割額の 1/2  
分の 1 の額に、当該出産被保険者  
の出産の予定日（地方税法施行規  
則第 24 条の 30 の 5 に定める場  
合には、出産の日。以下同じ。）  
の属する月（以下「出産予定月」  
という。）の前月（多胎妊娠の場  
合には、3 月前）から出産予定月  
の翌々月までの期間（以下「産前  
産後期間」という。）のうち当該

年度に属する月数を乘じて得た額

（2） 国民健康保険の出産被保険者  
に係る基礎課税額の被保険者均等  
割額 当該出産被保険者につき第  
4 条の規定により算定した被保険  
者均等割額（第 1 項に規定する金  
額を減額するものとした場合にあ  
っては、その減額後の被保険者均  
等割額）の 1/2 分の 1 の額に、当  
該出産被保険者の産前産後期間の  
うち当該年度に属する月数を乘じ  
て得た額

（3） 国民健康保険の出産被保険者  
に係る後期高齢者支援金等課税額  
の所得割額 当該出産被保険者に  
つき第 6 条の規定により算定した  
所得割額の 1/2 分の 1 の額に、当  
該出産被保険者の産前産後期間の

うち当該年度に属する月数を乘じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の1/2分の1の額

に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにし  
ることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その

旨を明らかにすることができる  
書類

(3) 出産後に前項に規定する届出  
を行う場合には、出産した被保険  
者と当該出産に係る子との身分関  
係を明らかにすることができる書  
類

3 第1項の規定による届出は、出産被  
保険者の出産の予定日の6月前から行  
うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長  
が、当該出産被保険者について同項各  
号に掲げる事項及び第2項各号に掲げ  
る書類において明らかにすべき事項を  
確認することができる場合は、第1項  
の規定による届出を省略させするこ  
とができる。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の木津川市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。